

第 1 7 6 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第176回組合会会議録

平成26年11月25日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第176回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第1号 監査報告書（施設監査）の提出について
- 報告第2号 監査報告書（上半期監査）の提出について
- 報告第3号 組合会議員選挙の結果について
- 議案第1号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を
求めることについて

招集年月日 平成26年11月25日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（3名）

- 1番 小坂泰久
- 5番 太田洋
- 9番 岩田利雄

市町村長以外の議員（8名）

- 2番 須藤和人
- 4番 関口明
- 8番 大網裕弥
- 10番 高橋邦芳
- 12番 池田忠三
- 14番 岩崎利浩
- 18番 高橋泰文
- 20番 天野武彦

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（9名）

- 3番 松崎秀樹
- 6番 斉藤扶知雄
- 7番 宮本泰介
- 11番 根本崇
- 13番 相川勝重
- 15番 星野順一郎
- 16番 平山優
- 17番 熊谷俊人
- 19番 佐久間隆義

委任を受けた議員は、次のとおりである。(3名)

- 1番 小坂 泰久 (委任者1名)
- 2番 須藤 和人 (委任者2名)
- 5番 太田 洋 (委任者6名)

学識経験監事である東出健治は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	若 菜 幸 二
事務局次長兼経理課長	海 宝 弘 展
出納長兼保健課長	宍 倉 敦 夫
監査室長兼情報管理課長	榎 田 研 二
年金課 長	木 川 稔
総務課 長	五木田 雅 之
福祉課 長	布 施 幸 一
総務課長補佐	多 田 芳 子
情報管理課長補佐	関 裕 行
年金課長補佐	吉 田 利 幸
施 設 長	森 澄 生
施設管理課長	工 藤 誠
施設管理課付課長補佐	植 松 一 彦
施設管理課付課長補佐	別 部 光 洋
主幹兼施設管理係長	伊 藤 篤 史

開 会 (時刻16時30分)

事務局長 事務局長の若菜でございます。開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席いただきました市町村長議員3名、委任状を提出されました市町村長議員は7名、合計10名でございます。職員議員につきましては、8名ご出席いただいております、委任状を提出されました職員議員は2名、合計10名でございます。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によります、定足数に達しておりますので、ただいまから、議事日程にしたがいまして、第176回組合会を開催いたします。

開会にあたりまして、議長からごあいさつをお願いいたします。

議 長 組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに第176回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の折ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜

り、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、共済組合を取り巻く情勢につきまして、若干触れさせていただきます。まず、年金制度関係でございますが、被用者年金制度の一元化につきましては、施行日が来年10月となっていることから、現在その準備を進めているところでございます。中でも、標準報酬制への移行につきましては、説明会を既に2回開催していますが、来月3日に第3回目の移行説明会を開催し、所属所の担当者を中心にさらなる周知を図る予定でございます。今後も所属所と連絡を密にしながら、当該一元化に向けた事業を進める所存でございます。次に医療保険制度関係でございますが、高齢者医療制度の見直し等について、社会保障審議会等で論議されておりますが、その中の一つの後期高齢者支援金の全面総報酬制導入に生じる影響を考慮しつつ、事業展開をしていかなければならない状況であると考えています。このように、共済組合を取り巻く情勢は厳しいものがございますが、組合員とその家族の共済制度の維持発展に努めてまいり所存でありますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご審議をいただきます案件は、「定款の一部変更に係る専決処分承認を求めることについて」でございます。本日の審議案件につきましては事務局から説明がありますので、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつに代えさせていただきます。

議 長 それでは議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、本日の会議を1日と決定いたします。

議 長 次に会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において指名することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側5番太田洋議員、職員側2番須藤和人議員の両名を指名いたします。

議 長 議案の提案の前に報告事項がございます。まず、「監査報告書」が2件提出されておりますので、報告第1号および報告第2号を一括して監事から報告を求めます。東出学識経験監事。

学識経験監事 はい。ご報告申し上げます。皆さま、お手元の報告第1号、これは黒潮荘の施設の監査結果報告書でございます。読み上げさせていただきます。監査日ですが、平成26年10月7日から10月8日。監査の対象期間ですけれども、平成26年4月1日から8月31日までの5カ月でございます。監査事項は、黒潮荘の施設および運営状況全般について、

相川監事、天野監事ご両名共々、監査をさせていただきました。監査の結果の概況でございますが、施設の運営および経理面は法令の定めるところにより適正に行われており、利用促進、収益性の向上に努めていることが認められました。利用増が図られておりますので、引き続き効率的な運営をお願いしたところでございます。出納職員に対して指摘した事項はございません。その他の必要な事項につきましては、特段指摘する事項はございませんでした。地方公務員等共済組合法第12条第3項および千葉県市町村職員共済組法定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告するものでございます。

引き続きまして、お手元の報告の第2号をご覧くださいと思います。これは共済組合の業務および財産状況全般にわたる監査の結果報告書でございます。読み上げさせていただきます。監査年月日は平成26年11月12日から13日。監査の対象期間は、いわゆる上半期、平成26年4月1日から9月30日まででございます。監査事項としましては、組合の業務および財産の状況について、両監事共々監査をさせていただきました。

監査の結果および概況でございますが、組合の業務は法令の定めるところにより、適正に執行され、会計経理も正確に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。出納職員に対して注意した事項はございません。その他必要な事項、指摘事項もございません。地方公務員等共済組合法第12条第3項および千葉県市町村職員共済組法定款第46条の規定に基づき監査した結果を、同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。以上、監査報告といたします。

議 長 　ただ今、監査報告書についてご報告がありました。ご質疑等がございましたらお願いいたします。

〔 「なし」 の声あり 〕

議 長 　それでは、ご質疑ないようでございますので、監査の報告を終結いたします。

議 長 　次に報告第3号「組合会議員選挙の結果について」事務局から報告を求めます。五木田総務課長。

総務課長 　はい。

議 長 　はい。総務課長。

総務課長 　はい。総務課長の五木田でございます。私からは、組合会議員選挙の結果についてご報告をさせていただきます。資料の報告第3号をご覧くださいと存じます。本年11月30日をもって、組合会議員の任期が満了となることに伴いまして、県内9選挙区において、去る11月17日に組合会議員選挙が行われましたので、その結果につきまして、この組合会議員名簿をもってご報告をさせていただきます。任期につき

ましては、右下に記載のとおり、平成26年12月1日から平成28年11月30日までの2年間となるものでございます。まず、1の市町村長議員の10名の方でございしますが、いずれの方も現職の方が再選されております。次に裏面をご覧くださいと存じます。2の市町村長以外の議員の10名の方でございしますが、こちらは第1区の高橋邦芳議員と第6区の須藤和人議員の2名の方が再選をされ、他の8名の方が改選をされたものでございます。なお、理事および理事長の選挙につきましては、来月1日にオークラ千葉ホテルにおきまして実施するものでございます。報告第3号につきましては以上でございます。

議長 それでは、ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

天野議員 はい。

議長 はい。20番天野議員。

天野議員 はい。議席番号20番の天野です。千葉縣市町村職員共済組合組合会会議規則第25条の規定に基づき次のとおり発言をいたします。

報告第3号の点におきまして、まず共済組合の10万6,634人、これは組合員、被扶養者、任意継続組合員を合わせた人たちの、まさに全てを決定する共済組合の最高議決機関こそ、私たちが構成する組合会だと考えております。当然ながら、内部、外部ともに厳しい状況の中で、まさに組合員のために、碩学の徒として今まで以上に働いていただく必要が出てくる。ただ、私が4年前に議員就任時におきまして、貴組合の会計その他、範囲、内容、収支の状況、金銭の流れ、共済事業の関係法令および例年日程フローなど、基本的なところの理解が非常に乏しく、共済事業のプロフェッショナルである、事務局の皆さまとの審議が空疎なものになっていたのではないかと、恥ずかしさを覚え、この場をお借りいたしまして、深くお詫び申し上げる次第でございます。

しかるに、次期議員名簿を見ますに、人格、識見ともに大変すぐれたそうそうたるご歴々がそろい、今後もこの組合会は盤石なものと安心している次第でございますが、職員側議員10人のうち8人が新任となるなど、私が議員就任時に直面しました新任議員の皆さまのご苦労の様をまさに想像するところであり、何らかの工夫を講じていただければ、簡単に申し上げれば共済事業の基本的事項をご理解いただけるような方策、個別および組織での対応として、どのようなことが今後考えられているのか、また、今まで、そしてこれからの方策につきましても、お教え願えれば安心できるかなと思います。以上です。

事務局長 はい

議長 はい。事務局長

事務局長 ただいまの天野議員からのご質問でございますけども、職員側の議員が8名代わるという中で、共済事業の基本的な事項をどのように理解を

してもらるか、そのような方策が組織的に、また、個別的にどのようなものなのかという質問だと思います。まず、組織的には、選挙のあった年には、職員協議会をすぐに開催をします。今年でいえば12月18日に職員議員協議会を開催して、共済制度を勉強してもらおうということになっています。また、それ以外にも施設を見てもらうということで、那須の森ヴィレッジと黒潮荘でも職員議員協議会の開催をしてきましたし、これからも開催をしていきます。ただ、天野議員さんのご指摘のとおり、限られた時間ですので、本当に全ての基本的な事項までご理解していただけるのかというと、私どもの説明の下手さもあるのでしょうか、なかなか難しいことだと思いますが、組織としてはそのように対応しているということでございます。また、個別的には、職員議員協議会の前には、必ず資料を事前送付していますし、また、組合会の前にも資料を事前送付しています。そのような中で、分からない点等ありましたら、私ども共済組合が真摯に対応していきますので、そのような個別事項であれば、いかようにもご連絡をいただければ対応して参りたい、そのように考えております。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。

天野議員 はい。ありがとうございます。

議 長 他に質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 質疑がないようでございますので、以上で報告を終結いたします。これより議案の上程を行います。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい。総務課長。

総務課長 それでは、議案第1号「専決処分、千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更の承認を求めることについて」をご説明させていただきます。このことについて組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により平成26年8月26日、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。専決処分したのものにつきましては、次のページにあるものでございますが、本日は1ページ目の千葉県市町村職員共済組合定款の一部を変更する要綱書、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。1ページ目をご覧いただきたいと存じます。まず1の変更の目的でございますが、総務省で定めている定款準則の一部改正に伴う所要の変更を行うことを目的とするものでございます。

第2として変更する事項でございますが、ここの一番最後の括弧書きにあるとおり附則の第8項関係でございますが、この規定につきましては、職員側議員であった方は既に退職をしても議員となる被選挙権を有することとなるという規定でございますが、その適用期間でございますが、この変更する事項の下から3行目、適用期間を、というところがあるかと思いますが、昭和49年6月25日から施行令附則第11条の2に定める日までの間ということで、ここで言う施行令附則第11条の2に定める日というのは、平成26年6月30日になっております。これを、当分の間に改めるものでございます。

次に第3の施行期日でございますが、この変更は公告の日から施行し、変更後の千葉縣市町村職員共済組合法の規定は、平成26年7月1日から適用するものでございます。私からの説明につきましては、以上でございます。

議長 はい。ただいま、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 はい。

議長 はい。20番天野議員。

天野議員 はい、20番、議員の天野から質問いたします。議案第1号の件、今回の変更は総務省で定めている定款準則の一部改正に伴うものですが、これについて2点質問いたします。

1点目、総務省準則の一部改正の趣旨、どうして改正をするのか。改正時期の理由、なぜ改正が今なのかについてご説明いただきたいと思っております。

2点目は、今のご説明で大変よく分かりました。

3点目、なぜこの定款変更が地方公務員共済組合法第10条第2項の規定に基づき、組合会を招集する暇もなく、臨時急施を要するものと認め専決処分に踏み切ったのか。その理由についてお教え願えればと思っております。以上です。

事務局長 はい

議長 はい。事務局長

事務局長 それではお答えをいたします。今の天野議員さんのご質問は、先ほどの報告のところでのご質問に通じるかと思うのですが、私どもの今回のご提案の仕方が、はなはだ乱暴だったのかなと思っております。要綱書の次の2ページ改正案文、3ページの新旧対照表とか、これらについてはルールがありますので、こういった書きぶりしかできないんですけども、要綱書については、もう少し丁寧なわかりやすい要綱書を作っていきたいと考えております。そのような中で、まず1点目、この総務省の準則がどうして改正するのかというところでございますが、資料として地方

公務員等共済組合法の付則第3条の2を用意させてもらっております。この3条の2ですけれども、1項目は地方職員共済組合等の運営審議会の法則をとっているところで、これは地方職員共済組合と公立学校共済組合と警察が、この運営審議会をとっています。同じような内容で2項、これが私どもに関係するところなのですけれども、こちらの青いところを見ていただきたいのですが、公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して、政令で定める日までの間というように、改正する前のほうがこうなっていました。それは、組合員が組合員のうち、先ほど総務課長が説明したように、とあるのは、退職者も含めるのですよということです。なおかつ、組合会の議員だった者に限る。ですから、それを、今回政令で定める日ということで、その政令で定める日というのは、どうなっているかということ、裏面見ていただきたいのですけれども、紫色で施行令11条の2というところで、平成26年6月30日とするということになってございます。ですから、この政令は、2年前は平成24年6月30日となっていたわけです。つまり政令は選挙のあるたびに2年ずつ繰り延ばしてきてたんです。それを、毎回政令を改正するのではなくて、附則3条の中で、これをもう政令で定める日までの間ではなくて、当分の間にしてしまおうと。ですから、結局のところ政令の改正が必要なくなるということです。そのために、今回、準則の改正が行われたということでございます。もう一つの改正時期の理由。なぜ改正が今なのかということでございますが、今年は選挙の年でございます。これが平成26年6月30日までであると、退職した人は代議員になれないということになってしまいますので、これを改正したということでございます。よって、次のご質問のこの定款の変更が組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものとして、なぜ専決処分に踏み切ったのかということでございますけれども、この改正が7月1日でございます。私どもの組合会というのは、基本的に予算の組合会と決算の組合会しかございません。6月の組合会から今日までの組合会に、これがための組合会を開くことが困難だったので、専決処分をしたということでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

天野議員 はい。よく分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号専「専決処分、千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更の承認を求めることについて」原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可

決されました。

以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、私たち組合会議員の任期は法令の定めるところにより、2年となっております。本年11月末日をもちまして、任期満了となるものでございます。議員各位におかれましては、この2年間の在任中、短期人間ドックに係る組合員の負担割合の引き下げ、オークラ千葉ホテルの改修工事、黒潮荘の委託業者の見直しなど、組合員とその家族の生活の向上のため、多大なご尽力を賜りましたことについて、深く敬意と感謝を申し上げますとともに、心から御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

なお、職員側議員であります議席番号4番関口議員、6番斉藤議員、8番大網議員、12番池田議員、14番岩崎議員、16番平山議員、18番高橋議員、そして20番天野議員の8名の方は、来期は組合会議員を降りられることになりました。皆さまには共済組合の制度発展のためご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

最後に議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、第176回組合会を閉会させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻 16時51分）

平成26年12月12日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 太 田 洋

署名議員 須 藤 和 人